

平成 30 年度 子ども安全サポート事業

子どもを守ろう！



兵庫県では、地域における子どもの安全を確保するため、不審者対応訓練や研修会の開催費用及び、研修会等で使用する防犯活動用品に要する経費の補助を行います。

募集期間

平成 30 年 4 月 23 日(月)～

問い合わせ先： 兵庫県企画県民部県民生活局地域安全課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL 078-362-3205
FAX 078-362-4465
Mail chiikianzen@pref.hyogo.lg.jp

子ども安全サポート事業

募集要項



1 事業趣旨





県内の犯罪情勢については、平成 29 年の刑法犯認知件数は約 5 万 1 千件となり、戦後最大であった平成 14 年の約 16 万 4 千件と比べると 3 分の 1 以下まで減少しています。

しかし一方、子どもへの声掛け事案やつきまとい事案は高止まりしています。

このような中、子どもが被害者となる事件等を防ぐため、地域で防犯に取り組む団体が行う、子どもの安全確保のための不審者対応訓練や研修会の活性化を図り、地域が一体となって子どもの安全・安心を確保する体制を構築します。

2 事業の内容

補助対象団体	地域で防犯に取り組む団体
補助件数	100 団体（先着順）
補助額	上限 2 万円 補助対象となる支出が 2 万円に満たない場合は、その支出額とする。（千円未満の端数は切り捨て） （例）経費合計 21,000 円の場合 → 補助額 20,000 円 経費合計 19,500 円の場合 → 補助額 19,000 円
補助対象事業 （補助対象経費）	子どもの安全確保のための不審者対応訓練や研修会等の開催に要する経費のうち、下記に該当するもの。 <ul style="list-style-type: none">● 研修会等で使用する「会場借上費」（※注 1）● 研修会等に招いた「講師への謝金・旅費」（※注 2）● 研修会等での「配布資料」の印刷製本・購入費（※注 3）● 研修会等で使用する「防犯活動用品」の購入費（※注 4）
補助対象事業の具体例	<p>【例 1】</p> <ul style="list-style-type: none">● 講師（大学教授等）を招いて、子どもの安全のための防犯講話を実施し、支払う謝金を補助金申請した。  <p>【例 2】</p> <ul style="list-style-type: none">● 不審者対応訓練で使用する防犯ブザーや合図灯の購入費を補助金申請した。 

<p>補助対象事業の具体例</p>	<p>【例3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 警察官を講師に招いて行うパトロール等で使用する防犯ブザーや横断旗・合図灯の購入費を補助金申請した。  <p>【例4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが110番の家や危険箇所を点検し、地域安全マップを作成する研修会を実施する際に必要な経費(紙、マジック、印刷費等)を補助金申請した。  <p>【例5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ジョギングパトロールを実施するために、事故の多い場所や、子どもの通学路を実際に走りながらパトロールコースややり方を学ぶ研修会で使用するタスキ、ライトの購入費を補助金申請した。  <p>【例6】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 青色防犯パトロールの実践訓練時に使用する青色回転灯及びマグネットシートの購入費を補助金申請した。 
<p>(※注1) 「会場借上費」 について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修会等の開催に必要な会場借上げに要する費用(但し、下記に該当するものは除外)。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設使用にかかる人件費、家賃、光熱水費等、事業執行に直接関係しない経費 ○ 団体及び団体を構成する者の保有する施設又は設備の維持管理等を目的とする経費 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>補助対象となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯研修会等の開催に使用したセミナー会場の借上費等 <p>補助対象とならないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セミナー会場使用に伴い発生する当該会場職員等の人件費 ・ 団体が所有する自治会館で行う防犯研修会に要する光熱費及び維持管理費等 </div>

<p>(※注2) 「講師への謝金・旅費」 について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修会等に招いた講師に対して支払う謝礼金（交通費を含む）。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>補助対象となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯研修会等に招いた大学教授等への謝礼金及び交通費 <p>補助対象とならないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講師に対する茶菓等の飲食料費 ・ その他講師への謝礼として適当でないと認められるもの </div>
<p>(※注3) 「配付資料」 について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修会等の開催に必要な配布資料 (但し、下記に該当するものは除外)。 ○ 当該研修会等で参加者等に広く配布しないもの ○ 文具・事務用品に当たるもの ○ その他子どもの防犯対策に関連が認められないもの <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>補助対象となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの防犯対策チラシ・パンフレット ・ 保護者向けの子どもの守る防犯マニュアル ・ 地域安全マップ等 <p>補助対象とならないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自由帳、クリアファイル、鉛筆等の文具、事務用品類等 </div>
<p>(※注4) 「防犯活動用品」 について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 不審者対応訓練や研修会等で使用する防犯活動用品。 ○ 防犯ブザー・ホイッスル ○ 合図灯・横断旗 ○ ライト（懐中電灯・腕に巻くライト等は可 街灯等設備と認められるものは不可） ○ 腕章・タスキ ○ 拡声器 ○ 反射材 ○ マグネットシート・シール等 (車や自転車には「パトロール中」や門に貼る「子ども110番の家」等) ○ のぼり旗・立て看板・横断幕 ○ 青色回転灯 (兵庫県警察から青色防犯パトロール活動の証明書の交付を受けた 団体が、当該青色防犯パトロール車に装備するもの) ○ その他必要なもの（事務局にご相談下さい） <p>(但し、下記に該当するものは除外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ジャンパー、帽子、ベスト、靴等の衣類 ○ 訓練等の参加人数を超える数量の用品等、訓練で実際に 使用しないと認められるもの ○ その他実施する訓練等の趣旨に照らし必要性が認められ ないもの

3 申請について

申請期間	平成 30 年 4 月 23 日(月) ～
申請方法	申請書(所定様式)を作成し、必要書類(下記の【申請時の必要書類一覧】参照)を添付のうえ、必ず兵庫県庁企画県民部県民生活局地域安全課まで郵送又は持参により提出してください。
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象件数に達し次第、応募の受付を締め切ります。なお、補助対象件数を超える場合は、地域バランス等を考慮して決定いたしますのでご了承ください。 事業着手は補助金交付決定後に行ってください。

4 その他手続きに関する留意事項

重複助成の禁止について	<p>本事業により補助を受ける事業と同一の事業について、県から重複して他の補助金等の助成を受けることはできません。</p> <p>※ <u>当該事実が判明した場合は、補助金交付決定の取り消し又は補助金の返還を求めることがあります。</u></p>
実績報告の期限について	<ul style="list-style-type: none"> 事業完了後(研修会等の終了日)30日以内に活動実績報告書等の必要書類を提出していただきます。 ※ <u>実績報告書等の提出の際、併せて実施した防犯研修会等の写真が必要となります。</u> 提出期限までに実績報告書の提出がない場合、<u>補助金交付決定の取り消し又は補助金の返還を求めることがあります。</u>
補助金の支払について	<ul style="list-style-type: none"> 事業完了後、提出された実績報告書を審査のうえ、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金額を確定し、団体等からの提出書類に基づき指定口座への振込により補助金をお支払いします。 (補助金は精算払い(後払い)となります。) <u>補助金交付決定日より前に事業を実施されますと、補助金が交付できませんので、ご注意ください。</u> 必要書類が期限内に提出されない又は提出書類に不備がある等の場合、補助金が交付されないことがあります。

5 【申請時の必要書類一覧】 * 1～4、7、8は必須。5、6は該当する場合のみ必要

	提出書類名	備考
1	補助金交付申請書(様式第1号)	記載例参照
2	収支予算書(別記)	
3	活動(変更)計画書・経費配分(変更)書(別紙1)	
4	団体の規約・役員名簿	任意様式
5	「配付資料」「防犯活動用品」のカタログ・仕様書等	任意様式 ※ 形状・仕様・機能等が分かるもの
6	証明書の写し(※青色防犯パトロール車の用品を購入する場合のみ)	青色防犯パトロールについての証明書
7	債権者登録書, 委任状	・ <u>委任状は申請者と振込先口座名義人が異なる場合のみ</u>
8	通帳の写し	補助金振込先口座の分るもの

6 よくある質問

Q1

研修会や不審者対応訓練には、子どもの参加が必須ですか？
また、外部からの講師は必須ですか？

回答

子どもの参加も、外部からの講師も必須ではありません。

Q2

謝金が発生しなかったのですが、研修会として問題ありませんか？

回答

問題ありません。警察官に依頼した場合、謝金は発生しません。

謝金が発生しなかった場合は、「会場借上費」「配布資料費」「防犯活動用品費」の必要な項目だけで構いません。（防犯活動用品費のみも可）

Q3

既に終了した研修会等の費用を申請してもいいですか？

回答

補助の対象になりません。事前に申請書を出す必要があります。

Q4

申請手続きの流れを教えてください。

回答

下記の流れになります。

- ① 申請者が「補助金交付申請書」を県へ提出
↓
- ② 県で審査し、適正と認めれば、申請者に「交付決定通知書」を送付
（実績報告書の様式を同封します）
↓
- ③ 交付決定通知書に基づき、申請者が事業に着手し、実施
↓
- ④ 申請者が実績報告書を県へ提出
↓
- ⑤ 県で審査し、適正と認めれば、申請者の指定口座に補助金を入金

Q5

ジャンパーを作りたいのですが、補助の対象になりますか？

回答

衣類は対象となりません。

なお、まちづくり防犯グループとして登録いただければ、県からジャンパー等を配布する制度がありますので、詳しくは地域安全課までお問い合わせ下さい。

7 問い合わせ先（書類提出先）

兵庫県企画県民部県民生活局地域安全課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL : 078-362-3205 FAX : 078-362-4465

MAIL : chiikianzen@pref.hyogo.lg.jp

様式第1号（第3条関係）

補助金交付申請書

第 号
平成 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所
団 体 名
代表者名 印

平成 30 年度において、 子ども安全サポート事業 を下記のとおり実施したいので、
補助金 円を交付願いたく補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて
申請します。

記

- 事業の内容及び経費区分（別記）
- 事業の着工予定年月日 平成 年 月 日
事業の完了予定年月日 平成 年 月 日
- 添付書類

活動(変更)計画書

団体概要	団体名	
	住所	
	代表者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mailアドレス	
事業内容	実施予定日	
	実施予定場所	
	参加予定人数	
	実施内容 (購入物品)	<input type="checkbox"/> 不審者対応訓練 <input type="checkbox"/> 研修会
		<input type="checkbox"/> 具体的な訓練・研修等の内容
		<input type="checkbox"/> 会場
		<input type="checkbox"/> 講師等
		<input type="checkbox"/> 配付資料
		<input type="checkbox"/> チラシ・パンフレット <input type="checkbox"/> マニュアル・ハンドブック
		<input type="checkbox"/> 地域安全マップ <input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 防犯活動用品		
<input type="checkbox"/> 防犯ブザー・ホイッスル <input type="checkbox"/> 合図灯 <input type="checkbox"/> 青色回転灯・マグネットシート <input type="checkbox"/> その他 ()		

(注1) 団体の規約・及び役員名簿を添付すること。

経費配分(変更)書

科目	項目	補助事業に要する経費	備考
訓練・研修会	会場借上費		
	講師謝金		
	配付資料費		
	防犯活動用品費		
合計			

(注1) 補助事業に要する経費にかかる見積書を添付すること。

(注2) 変更前の補助予定額を上段に () 書きすること。

※ この登録書は、兵庫県の機関の1箇所に提出していただければ結構です。

債権者登録書（新規・変更）

(フリガナ) 住所（所在地）	-----		

(フリガナ) 屋号・氏名又は法人名	-----		
郵便番号	—	電話番号（代表）	— —
支払方法 [該当を○で囲む]	2 口座振替払（口座振込） 3 隔地払（送金通知書） 4 隔地払（郵便振替払出証書）		
(フリガナ) 金融機関名 （払渡店）	銀行 （金庫）		支店 支払方法が「2又は3」の場合記入 [注意事項5]
預金種別 [該当を○で囲む]	1 普通・総合 2 当座 4 貯蓄 9 その他（ ）		支払方法が「2」の場合記入
金融機関・支店番号	口座番号		
(フリガナ) 口座名義人	-----		
(フリガナ) 前金払専用 金融機関名（別口） [公共工事]	銀行 （金庫）		支店
備考	-----		
<p>上記のとおり兵庫県財務会計システムに登録してください。</p> <p>年 月 日</p> <p>兵庫県あて 住所（所在地） 氏名又は法人名等 代表者の職氏名印 印</p>			

(注意事項)

- この債権者登録書に記入された情報は、兵庫県財務会計システムに登録して利用されます。皆様に、より迅速かつ正確に支払が行えるよう、県（各部局、かい）に対する債権者（予定者）として必要事項をあらかじめ登録していただくものです。
- 登録は、御本人から抹消の申出がある場合のほか、利用実態が2年間ない場合には、年度末に自動的に削除されます。
- 原則的に電話番号（代表）が債権者コードとして登録されますので、県に見積書、請求書等を提出される場合は、電話番号（代表）を記入していただくようお願いします。
- 登録内容に変更が生じた場合は、必ず登録書（変更）を提出してください。
金融機関の合併、支店の統廃合等により、口座に関して変更が生じたときも、口座振替（振込）不能となりますので注意してください。
- 支払方法が「3 隔地払（送金通知書）」の場合は、三井住友銀行の全国の本支店、但馬銀行の県内本支店又はみなと銀行の県内本支店において受取（払渡）となりますので、金融機関名として、うちいずれか1行を記入（支店名は不要）してください。

平成 年 月 日

委任状

兵庫県知事様

平成30年度子ども安全サポート事業補助金に対する受け取り業務につき、
を代理人と定め、全ての権限を委任します。

所在地

団体名

代表者氏名

記載例

様式第1号（第3条関係）

補助金交付申請書

申請書を提出していただいてから、交付決定通知書をお送りするまで審査のため1ヶ月程度かかる場合がありますので、準備開始予定日の1ヶ月前には申請をお済ませください。

第 号

平成30年6月1日

兵庫県知事 様

規約等で定められている、正確な団体の名称を記載して下さい。

住 所 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

役職についても記載をお願いします。

団 体 名 地域安全防犯グループ

代表者名 会長 安全 太郎 印

必ず代表者の個人印を押印して下さい。

平成30年度において、**子ども安全サポート** 事業を下記のとおり実施したいので、補助金20,000円を交付願いたく補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

研修会等の準備を開始する日（あくまで予定日で結構です）を記入して下さい。

- 1 事業の内容及び経費区分（別記） (例)
- 2 事業の着工予定年月日 平成30年7月10日
- 事業の完了予定年月日 平成30年10月31日
- 3 添付書類

研修会等の実施、経費の支払いが終了する日を記入して下さい。

記載例では、7月1日から準備を始め、10月30日に研修会を実施し、10月31日に支払いが完了するという想定とします。

記 載 例

別 記

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
県補助金	20,000円	
自主財源	10,000円	
計	30,000円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
訓練・研修会	30,000円	
 	 	
 	 	
 	 	
 	 	
 	 	
 	 	
 	 	
計	30,000円	

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

記 載 例

※ この登録書は、兵庫県の機関の1箇所に提出していただければ結構です。

債権者登録書（新規・変更）

(フリガナ) 住所（所在地）	〇〇シ 〇〇チョウ		
	〇〇市〇〇町〇〇-〇〇		
(フリガナ) 屋号・氏名又は法人名	チキアンゼンボウハン		
	地域安全防犯グループ		
郵便番号	〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号（代表）	〇〇〇- 〇〇〇 - 〇〇〇〇
支払方法 [該当を○で囲む]	2 口座振替払(口座振込) 3 隔地払(送金通知書) 4 隔地払(郵便振替払出証書)		
(フリガナ) 金融機関名 (払渡店)	〇〇〇	銀行 (金庫)	△△ 支店
預金種別 [該当を○で囲む]	1 普通・総合 2 当座 4 貯蓄 9 その他 ()		
金融機関・支店番号	〇〇〇〇-〇12	口座番号	3456789
(フリガナ) 口座名義人	チキアンゼンボウハン	カイケイ	コウベ イチロウ
(フリガナ) 前金払専用 金融機関名(別口) [公共工事]	地域安全防犯グループ	会計	神戸 一郎
備 考			

フリガナが間違っている場合、振込ができませんので、通帳で十分ご確認ください、必ずご記入願います。

ゆうちょ銀行、JAもご利用できます。

支払方法が「2又は3」の場合記入 [注意事項5]

支払方法が「2」の場合記入

下の代表者と口座名義人が異なる場合は委任状が必要です。

代表者の個人印を押印してください。

印

上記のとおり兵庫県財務会計システムに登録してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日
兵庫県あて

住所（所在地） 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
氏名又は法人名等 地域安全防犯グループ
代表者の職氏名印 代表 安全 太郎

(注意事項)

- 1 この債権者登録書に記入された情報は、兵庫県財務会計システムに登録して利用されます。皆様に、より迅速かつ正確に支払が行えるよう、県（各部局、かい）に対する債権者（予定者）として必要事項をあらかじめ登録していただくものです。
- 2 登録は、御本人から抹消の申出がある場合のほか、利用実態が2年間ない場合には、年度末に自動的に削除されます。
- 3 原則的に電話番号（代表）が債権者コードとして登録されますので、県に見積書、請求書等を提出される場合は、電話番号（代表）を記入していただくようお願いします。
- 4 登録内容に変更が生じた場合は、必ず登録書（変更）を提出してください。
金融機関の合併、支店の統廃合等により、口座に関して変更が生じたときも、口座振替(振込)不能となりますので注意してください。
- 5 支払方法が「3 隔地払(送金通知書)」の場合は、三井住友銀行の全国の本支店、但馬銀行の県内本支店又はみなと銀行の県内本支店において受取(払渡)となりますので、金融機関名としてうちいずれか1行を記入(支店名は不要)してください。

記載例

平成〇年〇月〇日

委任状

兵庫県知事様

平成30年度子ども安全サポート事業補助金に対する受け取り業務につき、**会計 神戸一郎**を代理人と定め、全ての権限を委任します。

口座名義人を記載してください。

所在地 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

団体名 地域安全防犯グループ

代表者氏名 安全太郎

債権者登録書と同じ代表者の個人印を押印してください。

(印)

